

西鉄久留米駅周辺商業施設における調査からみた 身体障害者補助犬の同伴受け入れ状況と今後の課題

上原 紀美子

Circumstances and issues regarding service dog in commercial facilities around Nishitetsu Kurume Station

Kimiko UEHARA

【要約】 身体障害者補助犬法によって補助犬使用者のアクセス権を保障したが、実際のところ、法の実効性が乏しいのが現状である。そこで本稿では、身体障害者補助犬の同伴受け入れ状況の問題点を念頭に置いて、補助犬使用者の自立や社会参加、そしてアクセス権という観点から、補助犬同伴受け入れ状況と今後の課題に関する基礎的考察を行った。

【キーワード】 身体障害者補助犬法、障害者の自立と社会参加、補助犬使用者のアクセス権

はじめに

身体障害者補助犬法は、2002（平成14）年5月に成立、翌年10月から全面施行された。これによって、公共施設や交通機関だけでなく、飲食店や不特定多数の人が利用する民間施設でも、身体障害者補助犬の同伴受け入れが義務づけられることになった。同法施行当時は、国や地方の行政機関をはじめ、補助犬使用者や補助犬関係団体が中心となって、身体障害者補助犬法及び補助犬の周知活動が積極的に展開されたため、同伴受入状況は改善されることが期待された。しかし、法施行9年経過した現在においても、法律の趣旨、内容があまり理解されていないため、身体障害者が補助犬を同伴して交通機関や民間施設を利用する際にトラブルとなる事例が後を絶たない。

身体障害者補助犬法には、同伴受け入れを拒否した場合の罰則規定が設けられていない。そのため、受け入れの可否が施設側の判断、あるいは善意と理解に委ねられているの

が実情である。同法に罰則規定を設けるべきという意見もあるが、補助犬の同伴を拒否した場合の罰則規定を設けている諸外国の現状をみると、罰則規定があるからといって補助犬の同伴受け入れ拒否に関わる顕在的・潜在的問題がなくなるとは言い難い。

そこで本稿では、身体障害者補助犬の同伴受け入れ状況の問題点を念頭に置きながら、補助犬使用者の自立や社会参加、そしてアクセス権という観点から、補助犬の同伴受け入れ状況と今後の課題に関する基礎的考察を行うことを目的とする。なお、本稿での関心や目的を明確にするため、これまでに実施した西鉄久留米駅周辺商業施設における実態調査の結果を踏まえながら検討していく。

1. 身体障害者補助犬法の概要

身体障害者補助犬法は2002（平成14）年5月に成立、翌年10月から全面施行された¹⁾。同法は、補助犬使用者のアクセス権を国として初めて保障したものであるが、一般国民に対する周知状況は十分であるとはいえなかつ

た。また附則第6条に、法施行後3年後の見直しが明記、さらに法律の見直しに向けて、補助犬使用者や関係団体から積極的な要望や提言が相次いでなされていたため、2007（平成19）年11月に「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案」が衆議院及び参議院において、全会一致で可決、成立した²⁾。

身体障害者補助犬法は2つの主要な柱となる条文とそれらを補う従属的な条文から構成されている。2つの主要の柱とは、①「良質な身体障害者補助犬の育成」であり、②「身体障害者補助犬を使用する身体障害者の社会へのアクセスの保障」である。この2つの主要な柱に2007（平成19）年の改正点を加えて同法の概要を説明すると以下のとおりとなる。

①目的（第1条）

良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する。

②定義（第2条）

「身体障害者補助犬」とは、盲導犬³⁾、介助犬⁴⁾及び聴導犬⁵⁾をいう。

③訓練事業者の義務（第3条、第4条）

訓練事業者は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を的確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

また、訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために上記の訓練を行うにあたっては、医療を提供する者との連携を確保することにより、その身体障害者について将来必要となる補助を的確に把握しなければならない。

さらに、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障

害者のために、身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練（フォローアップ）を行わなければならない。

④施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第7条～第11条）

国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生するおそれがある場合等はこの限りではない。

一定規模以上の民間企業は、従業員が補助犬を使用することを拒んではならない⁶⁾。ただし、補助犬の使用に事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合やその他のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない⁷⁾。

国等を除く障害者雇用事業主以外の事業主は、従業員が身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

民間住宅の管理者は、居住者が身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

なお、身体障害者補助犬を同伴して施設等（住宅を除く。）の利用又は使用する身体障害者は、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を表示しなければならない。

⑤身体障害者補助犬に関する認定等（第15条、第16条）

厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって身体障害者介助犬の認定業務を適切に行うことができるものを指定することができる（指定法人）。

指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬であって申請があったものについて、他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動を取る能力を有すると認める場合は、その旨の認定を行われなければならない。

⑥身体障害者補助犬の取扱い等（第21条～

第 24 条)

訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する使用者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情を持って接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、身体障害者補助犬の身体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

⑦苦情の申し出等（第 25 条）

都道府県、政令市、中核市は、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う⁸⁾。

2. 身体障害者補助犬法施行後の現状

身体障害者補助犬（以下、「補助犬」という）とは、盲導犬、聴導犬、介助犬の 3 種類の総称である。平成 23 年 2 月 1 日現在で、実働頭数は盲導犬 1,070 頭、介助犬 53 頭、聴導犬 27 頭である⁹⁾。わが国の視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者数と比較した場合¹⁰⁾、国内で活躍する補助犬の数はまだまだ少ない。そのため、実際に補助犬を見たことがない人も多く、まして身体障害者補助犬法や補助犬の目的や役割等を正しく認識している人は少ないといえる。

身体障害者補助犬法施行以前は、補助犬への世間の対応は非常に厳しかった。法的に認められていたのは、視覚障害者の目の役割を果たす盲導犬が公共交通機関等へ同伴するときだけであり¹¹⁾、まして、聴導犬や介助犬に関しては、法律上、ペットと同様の扱いであっ

た。それでは補助犬法が施行された後、補助犬の同伴受け入れ体制はどのように変化したのか。補助犬団体へのヒアリング、また実際に久留米市において行った調査等からは、いまだ入店そのものを拒否するケースが後を絶たないことがわかる¹²⁾。たとえば、大手企業等は補助犬の同伴受け入れに関して比較的理理解があると思われるが、実際にそれが社員一人ひとりの意識にまで浸透しているとは言いがたい¹³⁾。そこで、補助犬の同伴受け入れについて考察していくために、平成 20 年度から実施している西鉄久留米駅周辺商業施設にける実態調査の結果を踏まえながら検討していくことにする。

(1) 平成 20 年度調査

本調査は平成 20 年度久留米市障害者問題啓発事業の一環として実施し、西鉄久留米駅周辺の商業施設を対象に聞き取り調査を行った¹⁴⁾。実際に調査を担当したのは久留米大学文学部社会福祉学科上原研究室のゼミ生（学部生）で、調査項目は①補助犬の同伴受け入れは可能か、②身体障害者補助犬法は知っているか、③補助犬の同伴を受け入れた場合の心配や不安の有無、の 3 項目である。なお、調査結果は第 1 回の中間報告、そして第 2 回の最終報告の 2 回に分けて公表した。第 1 回の中間報告（平成 20 年 1 月 27 日）の段階では調査対象 77 施設のうち「同伴可能」が 28 施設、「同伴不可能」が 44 施設、「考えたことがない」が 5 施設であった。「同伴可能」と答

表 1-1 同伴可・不可の施設等の内訳

	同伴可	同伴不可	合計
ホテル	9	9	18
飲食店	28	44	72
観光地	4	1	5
合計	41	54	95

1) 合計数は調査対象施設 100 のうち「考えたことがない」の 5 施設を除く。

2) 同伴可能 41 施設のうち実際に補助犬を受け入れたことがある施設は 8 施設。

えた施設のなかには「来店したら仕方なく受け入れる」という消極的な意見が目立った。なお、最終報告では同伴可能施設が若干増えた(表1-1参照)。これについては補助犬同伴問題に理解を示している施設が増えたというよりも、本調査の中間報告の結果が新聞に掲載されたことで、中間報告以後の聞き取り調査では本調査の意義や目的を知っている人がいたため、それが調査結果に少なからず影響したものではないかと思われる¹⁵⁾。

なお、「同伴可能」と回答された41施設のなかには「盲導犬を障害者の目としてとらえている」、「盲導犬の受け入れに心配や不安は全くない」といった「積極的肯定」もみられたが、「来店したら仕方なく受け入れる」という「消極的肯定」と思われる回答が目立った。また、「同伴拒否」と回答した施設の主な意見は「一般のお客様のことを考えて補助犬の同伴はお断りしているが、商品を「お持ち帰り」いただくという対応をさせていただいている。」、「店舗がバリアフリーになっていないから。」、「他のお客様の迷惑になる(例、動物アレルギー、犬嫌い等)。」、「暴れたり、吠えたりしないか不安。」、「補助犬を受け入れるノウハウがないから。」等であった。

なお、「身体障害者補助犬法」について「法律があること自体知らない。」、あるいは「法律名は知っているがその内容は知らない。」と回答する施設が多かった。このことは法の認知度の低さを端的にあらわしたものと理解できる。障害者の自立や社会参加、アクセス権等を考えた時、不特定多数の人が利用する施設へ身体障害者補助犬法の周知徹底を図りながら、市民に対してはより実効性のある周知活動を展開していく必要がある。

(2) 平成21年度調査

前年度の調査結果をふまえ、前回と同様、久留米大学文学部社会福祉学科上原研究室に所属するゼミ生(学部生)が中心となって以下の2項目を実施した。まず、1つ目は久留米市内の人気ラーメン店に対する補助犬の受

け入れが可能であるかどうか。可能であれば補助犬の同伴受け入れ可能のステッカーを店の入り口に貼っていただくことを依頼した。そして2つ目は、前回の調査で補助犬の同伴受け入れ可能と回答した9つの宿泊施設に対して、補助犬受け入れ可能の目印となるステッカーの添付を依頼した。

この2つの調査を実施した背景には次のような理由がある。平成20年度の補助犬同伴状況の中間報告にもとづいてシンポジウムを開催したが、第2部のパネルディスカッションの席上、1人のパネリストが「他県から補助犬ユーザーが久留米に観光に来た。久留米ラーメンを食べたいと言うので主だったお店に電話したが全ての店舗に断られた。」と自身の経験を通して久留米市内の補助犬の同伴受け入れの問題について話をされた。この話は、調査活動を担当していた学生達、またシンポジウムに参加した多くの来場者の印象に強く残った。そこで観光都市を宣言している久留米市にふさわしくないこの現状を少しでも変えるため、また調査をとおして、補助犬の同伴受け入れに対する理解を深めるために実施することにした。なお、宿泊施設に対する調査を行った理由としては、補助犬使用者が、宿泊の際に「補助犬の受け入れが可能かどうか。」をわざわざ相談することなくスムーズに宿泊予約ができるように、宿泊施設に対する啓発活動の意義を込めて実施した。

久留米ラーメンは観光都市久留米の代表的な食べ物として全国的に有名である。そこで雑誌等で人気ラーメン店として知られている久留米市内の人気ラーメン店17店を対象にして、学生達が聞き取り調査を行った。結果は14店舗が「同伴不可」、3店舗が「同伴可能」というものであった。「同伴不可」の店舗の中には「補助犬を外につないでいてくれたらいい」といった補助犬法の目的や趣旨とは隔たるものも含まれていた。この結果をみてわかるように、やはり店長の裁量が大きい個人経営の場合、入店そのものが拒否される

ケースが多いということがあらためて浮き彫りになった。

宿泊施設に対する調査では平成20年度の調査で「同伴可能」と回答した9つの宿泊施設に対して補助犬受け入れ可能の目印となるステッカーの添付を依頼した。その結果、5つの施設がステッカーを施設の入り口に添付して下さった。今回、ステッカーの添付ができなかった宿泊施設の主な理由は「施設がまだバリアフリーになっていない。」、「補助犬の受け入れに対するノウハウがないから不安。」等である。実際にヒアリングを行ってみると、宿泊施設の入り口にステッカーを添付することで「補助犬受け入れに積極的と思われることに躊躇する。」、「補助犬に対する知識がないから実際に受け入れてみて何か問題が起こった時にどのように対処していいかわからない。」といった意見が寄せられた。やはり補助犬使用者、補助犬に対する基本的な理解がなされていないことを強く実感する結果となった。

3. 考察

まず、身体障害者補助犬法制定前のわが国における盲導犬、介助犬及び聴導犬（身体障害者補助犬法ではこれらを「補助犬」と総称）の扱いについて今一度振り返ってみたい。盲導犬については、視覚障害者が道路を通行する時には政令で定める杖の携帯、または政令で定める盲導犬の同伴の義務を定めた規定が道路交通法にあり、また社会福祉法及び身体障害者福祉法に障害者福祉の観点からいくつかの規定があった¹⁶⁾。また、盲導犬の歴史は介助犬及び聴導犬に比して、その歴史も古いことから¹⁷⁾、その存在、目的及び使命等に対して、一定の理解を示す人も少なくなく、実際に盲導犬使用者の公共交通機関、飲食店等について受け入れを促す通達が当時の運輸省、厚生省等から出されている¹⁸⁾。しかし、盲導犬使用者のアクセス権を明確に保障した

法律はなく、現実にも補助犬使用者が公共交通機関、不特定多数の者が利用する施設において、アクセスを拒否される事例が多かった。まして、介助犬及び聴導犬にいたっては、育成、障害者福祉、アクセスいずれの観点からも法律の規定がなかったことから、法的にはペットと同様の扱いとなり、公共交通機関を利用することさえ大変な困難が付きまとった。そのため、身体障害者補助犬法が制定されたことにより、補助犬使用者のアクセス権が明確に規定されたことは、障害者の社会参加や自立の観点からも一定の評価をすることができる¹⁹⁾。

しかし、これまでの補助犬使用者、補助犬関係団体の調査等で明らかにされた結果²⁰⁾、ならびに上原研究室が行った実態調査からみて、身体障害者補助犬法の目的、趣旨があまり理解されていないため、補助犬の同伴受け入れ実態はいまだ厳しいといえる。また、わが国の身体障害者補助犬法には、補助犬の同伴受け入れを拒否した場合の罰則規定が設けられておらず、受け入れの可否が施設側の判断、あるいは善意と理解に委ねられているのが実情である。そのため、補助犬の同伴を拒否した場合に何らかの罰則規定を設けて法の実効性を確保すべきという意見もある²¹⁾。しかし、何らかの罰則規定を設けることで、実体法上、障害者の権利を確保できたとしても、補助犬使用者の自立と社会参加、アクセス権といった問題に対する理解が深まらない限り、補助犬同伴拒否等の顕在的、潜在的な問題をなくすことはできない。このことは「障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disability Act; ADA)を有するアメリカを代表として²²⁾、フランス、イタリア、ニュージーランド、カナダ、韓国等の罰則規定を設ける補助犬関連法（主として盲導犬）がある諸外国の状況からも推測できる²³⁾。

しかし、障害者基本法の基本的理念、また補助犬使用者のアクセス権が当然含まれると解される障害者権利条約第9条等を考える

と、現在の補助犬の同伴受け入れ状況は改善していかなければならない。たとえば、身体障害者補助犬法によって、公共施設や交通機関のほか、飲食店や病院など不特定多数の人が利用する施設で、身体障害者補助犬の同伴受け入れが義務づけられたが、著しい損害を受ける恐れがある場合、その他のやむを得ない理由がある場合は、受け入れが拒否できるとされている。ただ、この規定はあくまでも例外であり、法律の規定からも明らかであるように、損害が「著しい」こと、また「やむを得ない」理由であることが必要であり、これに該当するかどうかは慎重に判断する必要がある。むしろ、補助犬を受け入れる施設側が損害を軽減させるような方法を創意工夫していくことこそ今の時代に求められているのではないだろうか。

確かに、補助犬の同伴受け入れ問題に関しては、障害者施策全体の中で検討すべき一つの事項であり、身体障害者補助犬法単独のみで解決すべきではない。ただ、身体障害者補助犬法や補助犬に対する理解が進まず、「補助犬=犬=ペット」という誤った認識を持つ人が多いことを考えると、同法の改正を視野に入れ、補助犬に対する今一步踏み込んだ法的意義の付与等、国による積極的な関与が必要なのではないだろうか。補助犬に対する社会的認識を定着させるために実効性のある普及啓発活動を行うことも重要であるが、人々の補助犬に対する社会的認識が高まるまで、補助犬使用者の自立や社会参加、またアクセス権が侵害される状況をそのまま放置しておくわけにはいかないだろう。補助犬の同伴受け入れが拒否される主な理由の一つに「犬に対する嫌悪感」も挙げられるが、愛犬家がペットを同伴して入店を拒否されるのとは次元が異なる。障害者の自立や社会参加を掲げながらも、個人の趣向、自由の領域に最終的に判断を委ねている現状にいささか疑問を生ぜざるを得ない。

おわりに

身体障害者補助犬法によって補助犬使用者のアクセス権を保障したが、実際のところ、法の実効性が乏しいのが現状である。補助犬に対する社会的認識が不十分な現状を変えるためにより実効性のある普及啓発活動を行うことが求められる。現在、補助犬関連団体のアンケート調査等によって同伴拒否の事例、その他の苦情・相談等が集計されているが、やはり同伴の受け入れの拒否の該当性や、同伴の受け入れを拒否された場合の救済方法等を検討していくためにも今後は国と補助犬関連団体とより強固な連携体制を確立していくことが望ましい。また国内で活躍する補助犬頭数は諸外国と比してまだ少なく障害者のニーズに応えたものにはなっていない。法の目的や理念を無視する育成事業者等には厳しい監視を向けながら「適正」な補助犬を育成していく環境を整えることも重要である。なお、身体障害者補助犬法及び身体障害者のアクセス権に関する比較法的検討については今後の研究課題としたい。

脚 注

- 1) 与野党の超党派による「身体障害者補助犬を推進する議員の会」が立案し、2001年12月に全党一致で衆議院厚生労働委員会に提案していた議員立法で、2002年5月22日の衆議院本会議において全会一致で可決、成立し、2003年10月1日から全面実施された。
- 2) 法改正へ向けての積極的な働きかけとして、身体障害者補助犬法改正対策使用者団体連絡協議会（竹前栄治会長）、特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー等の署名活動等がある。
- 3) 盲導犬とは、視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートするもので、道路交通法

- 第14条に規定する犬である。政令で定めるハーネス（胴輪）を装着している。盲導犬については公益財団法人日本盲導犬協会のホームページを参照。http://www.moudouken.net/index.php（2010年1月20日閲覧）
- 4) 介助犬とは、肢体不自由者の日常の生活動作のサポートをするもので、物を拾って渡す、冷蔵庫や引き出しの開閉、着脱衣の介助等を行う。車椅子使用者だけではなく、介助犬の歩行介助で歩く障害者もいる。外から見てわかるように「介助犬」の表示を付けている。高柳友子(2000年)『「介助犬」の目的と定義の明確化が必要』『季刊 Relatio』第5号、36頁以下参照。介助犬の訓練基準、認定基準については厚生労働省のホームページを参照（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a03.html）
 - 5) 聴導犬とは、聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導する。玄関のチャイム音、FAXの着信音、キッチンタイマー、赤ちゃんの泣き声、車のクラクションや自転車のベル、非常ベル等を教える。また、介助犬と同様に「聴導犬」の表示を付けているため、周囲の人が聴覚障害者であることを気づかせるという効果もある。聴導犬の訓練基準、認定基準については厚生労働省のホームページを参照。http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a04.html
 - 6) 一定規模以上の企業とは常用労働者数56人以上をいう。
 - 7) 身体障害者補助犬法の一部改正する法律により、平成20年10月1日より施行。
 - 8) 身体障害者補助犬法の一部改正する法律により、平成20年4月1日施行。これによって各都道府県に相談窓口が設置されている。
 - 9) 厚生労働省ホームページ参照（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/b04.html）。厚生労働省のホームページでは毎月初日における補助犬実働頭数を掲載している。なお、盲導犬実働頭数に関しては社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会による年次報告書の値である（平成22年3月1日現在）。
 - 10) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成18年身体障害児・者実体調査結果」11頁参照。
 - 11) 道路交通法第14条1項「目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない」同法同条2項「目が見えない者以外の者（耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。）は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。」
 - 12) 補助犬同伴拒否の事例は全日本盲導犬協会ホームページ（http://guidedog-jp.net/jirei.htm）でも知ることができる。補助犬の同伴受け入れに関する苦情等は各都道府県に設置された相談窓口でも対応しているが、わが国で実際にどのような同伴拒否があるのかを知るためには各補助犬団体等が集約したデータを参考にすることはできない。やはり同伴拒否の事例から今後どのような対策を講じるべきか考察するためにもそれらのデータが国に集約されることが望ましいと思われる。
 - 13) 2009年10月、千葉県市原市で介助犬と生活している身体障害者の男性（48）が、JR鎌取駅（千葉市緑区）で新幹線の乗車券などを購入しようとした際、介助犬の同伴を一時断られ、3時間以上も待たされるという事例があった。その後、JR東日本は同伴を拒否した事実を認め「今後このようなことがないよう、社員教育

を徹底したい」とコメントを発表した。特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー『補助犬育成補助事業実施実態調査報告（2010年3月）』（P11）では、「盲導犬使用者よりファミリーレストランで受け入れ拒否があったとの連絡が入った。店舗を確認したところ、拒んだわけではなく一般客から離れたところに移動をお願いしたとの事で、店舗から使用者にお詫びの電話をしていただいた。」、「ショッピングセンターの食品売りに盲導犬使用者がいた。買い物に来ていた別のお客様が盲導犬使用者に「犬を連れて食品売りに来てはいけない」と行っていた時に、近くにいた店員がお客様に対して盲導犬の説明をするような対応をしなかった。パートの店員だったのかもしれないが、全ての従業員に研修をするよう、ショッピングセンターの人事部の人に言って欲しいとの相談が一般の人からあった。」、「市外から来られた方が市内の民間ホテルで宿泊しようとしたところ、盲導犬を同伴しての宿泊を拒否された。」等の苦情・相談例が紹介されている。

- 14) 観光客向けの「ぐるめマップ」に掲載されているホテル、飲食店等、100店舗を調査対象とした。聞き取り調査の方法であるが、まずは店舗に電話で調査の目的等を伝え、その際、直接店舗に出向き、話を聞くことを承諾いただいた店舗にはゼミ生達が後日訪問し、アンケート用紙に記述してもらおうという方法をとった。実際には電話で「補助犬法は知らないし、補助犬も入店できない」といったあからさまな同伴拒否もあった。
- 15) 読売新聞（平成21年1月27日）に本調査の中間報告が掲載、また平成21年1月27日にシンポジウム「もっとほじょ犬を知ろう！－商業施設への同伴状況調査から障害者の社会参加を考える－」をテーマに第1部を九州盲導犬協会の訓練

士による盲導犬のデモンストレーション、そして第2部は中間報告を踏まえたパネルディスカッションを久留米大学御井キャンパスにおいて開催。このことにより本調査の意義や目的に理解を示してくださる商業施設、また市民の皆さんが増えた。

- 16) 1978（昭和53）年に道路交通法が改正され、盲導犬の保護条例が規定、法的に盲導犬の存在が認知された。条文は道路交通法第14条、道路交通法施行令第8条参照。
- 17) 現存する資料では1819年にウィーンの神父が、犬の首輪に細長い棒をつけて、盲導犬として訓練したのが最初とされる。現在のような組織的な訓練が始まったのは第1次世界大戦後のドイツで、戦争で失明した兵士達のために、1916年に盲導犬育成の学校が発足している。わが国に盲導犬が初めて紹介されたのは1938（昭和13）年にアメリカ人青年が盲導犬を連れて各地を講演したこととされている。その後、ドイツで訓練された4頭の盲導犬を購入し、陸軍に納入したという記録がある。盲導犬の歴史については、葉上太郎（2007年）『日本最初の盲導犬』文藝春秋、が詳しい。
- 18) 1978（昭和53）年運輸省通達により盲導犬のバス・タクシー乗車が認められ、1981（昭和56）年に当時の厚生省により旅館・飲食店へ盲導犬の持ち込みについて理解を深める通達、その後1991（平成3）年にホテル・旅館への盲導犬持ち込みについて理解を求める通達が出された。
- 19) わが国の身体障害者補助犬法は育成についてまで言及しているが、こういった育成にまで言及している国はそれほど多くない。竹前栄治・障害者政策研究会編（2002年）『障害者政策の国際比較』明石書店、237頁以下参照。
- 20) 身体障害者補助犬法改正対策使用者団体

連絡協議会が身体障害者補助犬法施行6カ月後に実施した「補助犬の同伴拒否に関するアンケートの集計結果(2005年)」では補助犬の同伴が拒否されたとの回答が全体の約6割に達している。

- 21) 「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書(平成18年6月)」でも、「法を順守しない場合の指導, 罰則について」(関係団体からの主な意見・要望)として「悪質な補助犬受け入れ拒否業者に対する罰則規定を新設してはどうか」と意見が出されている。罰則を設けることに対する検討会の意見として「身体障

害者の施設の円滑化という, 法の趣旨・目的に照らすと制裁措置として罰金等の罰則にはなじまないのではないか」といった意見が出されている。8頁以下参照。

- 22) CFR, Title 28, 36.104. CFR, Title 28, 36.302. なお, ADA については斎藤朋子(1991年)『アメリカ障害者法』現代書館, が詳しい。
- 23) 竹前栄治(2007年)「世界の補助犬法令と現状」『日本補助犬科学研究(Vol.1)』, 4頁。